

大阪市告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月19日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	供用開始の期日
旭区第2026-01号線	旭区太子橋3丁目280番の18地先から 同区太子橋1丁目1706番の9地先まで	告示の日

(建設局総務部管財課)